

議案第 36 号

墨田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第 2 条 法第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定による条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）に定めるとおりとする。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部改正により、市区町村が実施する給付制度として乳児等のための支援給付が創設されることに伴い、当該給付に係る特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について定める必要がある。